

4 輸国第5910号

関税割当公表第 71 号の 2

令和 5 年度のパイナップル缶詰の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの 1 個の重量が 10kg 以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。以下「パイナップル缶詰」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 5 年 4 月 3 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品      パイナップル缶詰（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 2008.20 号に規定するもの）
- 2 割当数量          3 8, 3 0 0 トン
- 3 通関期限          令和 6 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和 5 年度のパイナップル缶詰の関税割当てについて（令和 5 年 3 月 10 日付け 4 輸国第 5591 号関税割当公表第 71 号）による。